



第9回

社会保険講座



中谷 知世

国民年金の給付

老齢基礎年金の給付

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

平成28年4月からの年金額(満額)→780,100円

ただし、40年間全期間保険料を納めていなくても、原則25年以上※の保険料を納めた期間・免除された期間等があれば、納付・免除期間に応じた年金が支給されます。

※保険料未納期間(納付も、免除申請もしていない期間)についてはカウントされません。

また、来年10月から、「25年以上」から「10年以上」に短縮する予定です。

障害基礎年金の給付

国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、障害等級(1・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

平成28年4月分からの年金額(定額)

障害等級 1級 →975,125円

障害等級 2級 →780,100円

ただし原則として、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていることが支給要件となります。つまり保険料未納期間が3分の1以下であればよいということです。

(上記原則の支給要件に該当しない場合は、初診日において65歳未満であり初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないことという特例の支給要件もあります。)

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた「子のいる配偶者」又は「子」に遺族基礎年金が支給されます。つまり「子」のない配偶者には遺族基礎年金は支給されません。

「子」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(障害者は20歳未満)をいいます。

平成28年4月からの年金額

1,004,600円(子が1人の妻の場合)

支給要件については、「初診日」を「亡くなった日」に読み替えるだけで他は障害基礎年金と同じ要件です。また老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間(25年以上保険料を納付したこと)を満たしている場合は「支給要件」を確認するまでもありませんので遺族基礎年金が受給できます。

以上3つの給付をご紹介致しましたが共通して言えることは、「保険料未納期間(納付も免除申請もしていない期間)」が長い方は給付を受給できない可能性があります。

収入が少なく保険料を払うことが難しい様でしたら、申請をすると保険料を免除できる制度もあります。(この期間については保険料免除期間として扱われます。)未納期間を作らず、保険料を納付するか免除を申請されることをお勧めします。

